

魚津市告示第20号

魚津市農地集積協力金交付要綱の一部改正について  
魚津市農地集積協力金交付要綱（平成26年魚津市告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

魚津市長 村椿 晃

題名を次のように改める。

魚津市機構集積協力金交付要綱

第1条中「魚津市農地集積協力金」を「魚津市機構集積協力金」に改める。

第2条中「農地集積や分散化した農地の連担化を円滑に進める」を「農地の集積及び集約化を加速する」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（交付の対象等）

第4条 協力金の対象となる事業は、国要綱別記3-1の第3に規定する次に掲げる事業とし、交付対象等は当該各号に掲げるとおりとする。

（1） 地域集積協力金交付事業

ア 交付対象 国要綱別記3-1の第5の1に規定する地域

イ 交付要件 国要綱別記3-1の第5の3（1）に規定する要件

ウ 交付額 国要綱別記3-1の第5の4に規定する交付額

（2） 集約化奨励金交付事業

ア 交付対象 国要綱別記3-1の第6の1に規定する地域

イ 交付要件 国要綱別記3-1の第6の2（1）に規定する要件

ウ 交付額 国要綱別記3-1の第6の3に規定する交付額

（3） 経営転換協力金交付事業

ア 交付対象 国要綱別記3-1の第7の1に規定する者

イ 交付要件 国要綱別記3-1の第7の2に規定する要件

ウ 交付額 国要綱別記3-1の第7の3に規定する交付額

（交付申請及び実績報告）

第5条 協力金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域集積協力金

ア 国要綱別記3-1の第5の3(1)ア(ア)を満たす場合

(ア) 魚津市機構集積協力金交付申請書(様式第1号)

(イ) 国要綱別記3-1の第5の4(2)に定める対象期間内の貸付面積に係る農地一覧

(ウ) 協力金の交付先及び用途についての協議書

(エ) 取組前及び取組後の農地中間管理機構への貸付農地がわかる地図

イ 国要綱別記3-1の第5の3(1)ア(イ)を満たす場合

(ア) 魚津市機構集積協力金交付申請書(様式第1号)

(イ) 地域の農地一覧(取組前後の団地化の状況が判断できるもの)

(ウ) 協力金の交付先及び用途についての協議書

(エ) 取組前及び取組後の農地中間管理機構への貸付農地がわかる地図

(2) 集約化奨励金

ア 魚津市機構集積協力金交付申請書(様式第1号)

イ 地域の農地一覧(取組前後の団地化の状況が判断できるもの)

ウ 本協力金の交付先及び用途についての協議書

エ 取組前及び取組後の農地中間管理機構への貸付農地がわかる地図

(3) 経営転換協力金

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者は、経営転換協力金交付申請書(国要綱別記3-1様式第1号)

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は、経営転換協力金交付申請書(国要綱別記3-1様式第2号)

2 実績報告は、前項各号の規定による協力金交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

第6条中「魚津市農地集積協力金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)」を「魚津市機構集積協力金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)」に、「魚津市農地集積協力金不交付決定通知書(様式第4号)」を「魚津市機構集積協力金不交付決定通知書(様式第3号)」に改める。

第7条第1項第2号中「別記2の第6の5」を「別記3-1の第5の6」に改め、同条第2項中「魚津市農地集積協力金交付決定取消通知書及び協力金返還命令書(様式第5号)」を「魚津市機構集積協力金交付決定取消通知書及び協力金返還命令書(様式第4号)」に改める。

様式第1号中「印」を削り、「魚津市農地集積協力金」を「魚津市機構集積協力金」に改める。

様式第 2 号を削る。

様式第 3 号中「魚津市農地集積協力金」を「魚津市機構集積協力金」に、「農地集積協力金」を「機構集積協力金」に、「魚津市長」を「魚津市長 回」に改め、同様式を様式第 2 号とする。

様式第 4 号中「魚津市農地集積協力金」を「魚津市機構集積協力金」に、「魚津市長」を「魚津市長 回」に改め、同様式を様式第 3 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第4号（第7条関係）  
魚津市指令 第 号

年 月 日

様

魚津市長 印

魚津市機構集積協力金交付決定取消通知書及び協力金返還命令書

年 月 日付け魚津市指令 第 号により交付決定をした 年度  
魚津市機構集積協力金について、下記のより交付決定を取り消すことに決定  
しましたので通知します。

なお、これに伴い、次のとおり交付金の返還を命じます。

記

- 1 理 由
- 2 交付決定額及び確定額 金 円
- 3 交付決定取消額（返還額） 金 円
- 4 返還期日 年 月 日

様式第 5 号を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 4 年度分の交付金から適用する。